

# 米国ボストン美術館所蔵 所謂「伝仁徳天皇陵出土品」の調査

徳 田 誠 志

## はじめに

ボストン美術館 (Museum of Fine Arts, Boston) は、米国マサチューセッツ州ボストン市にあり、そのコレクションは世界有数の質量を誇る。この膨大なコレクションの中に、今から 100 年以上前に収蔵された日本の古墳出土品がある。そしてその出土品が、仁徳天皇百舌鳥耳原中陵（以下、仁徳天皇陵と記述する）から出土したものであるとの説が広く流布している。いうまでもなく仁徳天皇陵はわが国で最大長を誇る前方後円墳であり、この古墳からの出土品であることが確実であれば、その資料は古墳時代を考えていく上で極めて重要な位置を占める。しかしながらこの資料については、その来歴がいまひとつ明確でない。それゆえ、出土地を示す際には必ず「伝」という文字が付加されている。

筆者は前稿で、これらの遺物がどのような経緯でボストン美術館に所蔵されることとなったのか、そしてそもそもこれらの遺物に仁徳天皇陵出土という出土地名が付されることとなった経緯をまとめた（徳田 2008）。しかしながら、前稿脱稿時にはボストン美術館に所蔵されている遺物そのものについては実見できておらず、同じく記録についても確認できていなかった。それゆえ一定の限界があったのだが、今回この資料を親しく観察する機会を得ることができたので、本報告で紹介するものである<sup>(1)</sup>。

## 1 これまでの検討結果

本節では前稿で検討したこれらの出土品が仁徳天皇陵出土とされている経緯と、ボストン美術館にもたらされた状況をもう一度整理しておきたい。

これらの出土品を最初に学界に紹介した人物は平林悦治氏であり、この昭和 13 年に刊行された論文がこれらの遺物の来歴を示す唯一の文献である（平林 1938）。そこで、この論文による経緯を以下にまとめておく。

この遺物は明治 25 年（1892）の秋に、堺市南部にある神社の神官のところへ持ち込まれた。持ち込んだ人物は「百舌鳥村の百姓」であり、古物好きで知られていた神官のところへ、これらの遺物を買ってくれないかと持ち込んだものである。購入金額は「油菜の種」を購入できるほどの金額であると記されており、それほど高額であったとは考えられない。そして、最も重要な出土地については、「百姓」は何も発言していない。そこで神官は百姓が百舌鳥村から来たという言葉を受けて、次のように述べたと記されている。

「かかる洪寶を出した塚と言ふからは世の常の人の墳とも思われません。老人（筆者註：持ち込んだ「百姓」のこと）は百舌鳥村から来たと言ったが、それについて第一に思はれたのは、洪大なる墓域と封土をもつ大仙陵のものではなかろうかと云ふことでした。老人にただすと否むとなくほほえました。」

すなわち、出土地を「大仙陵（=仁徳天皇陵）」であるとしたのは、持ち込んだ「百姓」でもなければ、この論文を発表した平林氏でもなく、これらの遺物を購入した堺市南部にある神社の神官の一方的な思い込みであることがわかる。この点はこれらの資料を考察する際には、常に注意しておかなければならないことであろう。

その後の経緯であるが、神官は現在の京都国立博物館にこれらの遺物を寄託し、展示してもらうことを希望して持ち込んだものの、仁徳天皇陵の出土品であるとの確証がなかったものか、まったく相手にされなかつたようである。この結果に憤慨した神官は、この後はあまり外へ持ち出すこともなく、自分の手元に置いていたとされる。このトピックからも、これらの遺物が仁徳天皇陵から出土したものであるということは、神官のみが信じていたに過ぎないことがわかるといえよう。その後神官はこれらの遺物を、1500 円という金額で京都の有名な古物商である「令古堂」に売却したとされる。この売却日時は不明であるが、明治 25 年に神官が入手してから、明治 30 年に開館する京都国立博物館に持ち込んだ時間を経ていることを勘案す

ると、明治 30 年代半ば頃ではなかろうかと推測される。この時点で神官とこの遺物との縁は切れることがなったが、この経緯を平林氏に伝えた神官の息子「K 氏」は、これらの遺物が現在では米国ボストン美術館に展示されていることを知り感慨深いという感想を述べたとされる。

以上が平林論文の概要であるが、繰り返すことになるが出土地について「仁徳天皇陵」と推定したのは神官であって、このことを裏付ける根拠はまったく示されていないことに注意しておく必要がある。そしてもう 1 点重要なことは、神官は「仁徳天皇陵」からの出土品という想定をしたもの、それ以上の詳細については何も述べていない。すなわち後述するように、これらの遺物が前方部石室からの出土品であるとの想定はしていないことに注意しておきたい。前方部の石室が明治 5 年に開口した事実については、平林論文が発表された時にはすでに松葉好太郎氏らが紹介しており、自明のことであった（松葉 1925）。堺の神社に奉仕する神官が明治 5 年の石室開口を知っていた保証はないとはいえ、少なくともこれらの遺物と前方部で見つかった石室とは何ら結びつけていないことを指摘しておきたい。

さて、この明治 5 年に前方部の石室が開口したことと、この開口を税所篤（当時の堺県令）による意図的な発掘とし、さらにボストン美術館が所蔵する遺物はこの時に持ち出されたものであることを暗示した論文は、戦後になり昭和 29 年になって、京都大学の梅原末治氏によって発表された（梅原 1954）。梅原氏は戦前にこれらの遺物を実見した数少ない考古学者であり、その実証的な報告は現在でも重要なものである。梅原氏は岡倉天心の助手として、長年ボストン美術館に勤務した富田幸次郎氏とも親しくしており、富田氏はこの遺物について、最も詳細を知りうる立場にいた人物であるといって過言ではない。しかしながら出土地については、富田氏は何も梅原氏に語っていないようである。それゆえ梅原氏も出土地について、最終的には「今日からこれを確かめることは不可能と云うの外ないであろう」と記述する。

この明治 5 年の前方部石室開口と、ボストン美術館所蔵遺物が結びつけて語られることが多くなるのは昭和 40 年代以降である。その口火を切ったのは同志社大学の森浩一氏であり、森氏は明治 5 年の開口そのものが当初より石室を発掘する計画的なものであり、その計画の中心は県令であった税所篤であるとする説を発表された（森 1965・1974・1978・1981）。そしてボストン美術館に所蔵されている遺物はこの際に持ち出され、税所のもとに秘匿されていたものであることを暗示する。このような「うわさ」が税所の周辺に生じる理由は、梅原氏が記述したように彼が「古物に異常な興味を持つ」人物であったという性質がその要因であろう。明治初期における県令は、江戸時代の藩主と同じような権力を持つものであって、その権威を背景として古墳に限らず管轄内の寺社の什宝を持ち帰ったという人物像が語られている<sup>(2)</sup>。

このような税所篤の人物像については今となっては証明のしようがないことであるが、彼が堺県内（現在の奈良県を含む地域）の遺跡保護にも尽力したことを紹介しておくことは、彼の性格を公平に示す上では必要であろう。詳細は別稿を参照されたいが（徳田 2011）、奈良県生駒市所在の美努岡萬墓から出土した墓誌の保存と複製品の製作、さらに顕彰碑の建立は、税所による遺跡保護（顕彰）事業として位置づけられる。また、そもそも税所は薩摩藩の勤王志士の出身であり、そのような精神的背景を持つ人物が天皇陵を発掘し、さらには出土品を持ち出して私蔵するかという疑問点も拭えない。さらには先の平林論文によって、これらの遺物が神官のもとに持ち込まれたという明治 20 年代には、税所は宮内省において正倉院宝物を管理する業務に携わっており、もし万が一彼が仁徳天皇陵から出土した遺物を秘匿していたとしても、宮内省に関与している時期にわざわざどこへ買い取られるかもわからないような状況で、しかも「百姓」が行商するような形でこのような重要な品々を流出させるような危険を冒すのかという疑問点も浮かび上がる。ちなみに税所は明治 43 年まで存命しており、明治 20 年には子爵となっている<sup>(3)</sup>。

森氏はもちろん慎重に今後も調査をしていく必要があるという記述で締めくくっているものの、近年ではあたかもボストン美術館所蔵遺物が、税所による計画的な発掘において仁徳天皇陵前方部石室から出土し、その際に取り出された遺物であることが事実であるように論じられる傾向がある。これは前稿でも注意を促したが、仮説の上に屋上屋を重ねるようなものというしかない。

近年になっては堺市博物館に勤務された中井正弘氏、あるいはボストン美術館を取材した NHK の堀田謹

吾氏らによってこの出土品が取り上げられている。中井氏は平林論文が発表された昭和13年という、日本が軍国化していく時期の記述であるからこそ、これらの遺物が仁徳天皇陵出土品であることをあえてぼかした記述になっているという考え方を示した（中井 1992）。一方、堀田氏は奈良文化財研究所の坪井清足所長（当時）とともに現地へ赴き、ボストン美術館の学芸員小川盛弘氏とのやりとりを記述する（堀田 2001）。この中で小川氏は専門とする刀剣の鑑定から、遺物の中に含まれている環頭大刀は仁徳天皇陵の出土品であってもおかしくないと主張する。一方、坪井氏はこれらの遺物と仁徳天皇陵の築造時期は異なるとし、税所による発掘の際に持ち出されたものであること、証拠がないこととして否定的見解を述べたことを記す。

以上のように平林論文をもとに、諸先学の検討結果をたどってきた。実際のところ最終的な結論を出すことはもちろん難しいことではあるが、前稿では遺物の調査をおこなってから再考したいと締めくくったものである。

## 2 ボストン美術館所蔵記録の調査結果

本節以降では、平成20年度にボストン美術館が所蔵する記録・遺物を仔細に調査した結果を報告していきたい。まずは、これらの遺物に関する記録類の調査結果を記述しておく。ボストン美術館における記録については先述した堀田氏の著作の中で、小川氏が登録台帳にはこれらの5点が1908年（明治41）に受け入れられた記録があると述べている。換言すれば、これ以外の記録は残されていないということであった。それゆえ今回の調査においても、まずこの登録台帳の閲覧を希望したのであるが、提示された記録は下記に示す岡倉覚三（以下、本稿では「岡倉天心」に統一して記述する）の会計報告書のみであった。しかしながら、この書類に手書きで登録番号が記されており、堀田氏の著作に記された記録（＝登録台帳）と同一のものである可能性も考えられる。この点については、堀田氏が具体的な書類の形状に言及していないため明らかにはできないが、今回対応いただいたボストン美術館学芸員からは、本件に関する他の記録は残されていないとの教示を受けた。

さて、書類は下記に抜粋したが1907年12月26日付で岡倉天心から、美術館館長に提出されている。

December 26, 1907

TO THE DIRECTOR OF THE MUSEUM OF FINE ARTS, BOSTON.

Dear Sir:

I have the honor of submitting to you the account of my expenses in Japan since last spring enclosing the balance.

Yours very truly,

OKAKURA KAKUZO (自筆署名)

RECEIVED OF THE MUSEUM:

I	Balance of the expenses for the Chinese Expedition	\$ 317.44
II	By cablegram in August	5000.
III	" " " October	1500.
	Total	\$6817.44

Expenditure:

I	Purchases of art object(list I )	\$5739.80
II	Incidental expenses " II	543.77
III	Travelling expenses to America according	

to agreement	500.
Total	\$6783.57

Balance \$33.87

以上が記録の全容であり、続けてリスト I と II が添付されている。リスト I の関係部分を次に記述する。

List Purchases

1	Bronze bell of Hang Dynasty	Yen 1050
2	Prehistoric bronze bell(Japanese)	500
3	Bronzes from an ancient grave, including Swordhilt, mirror, and several bells	1350
4	Bronze bell	100

(以下、略)

さて、この書類自体は今回が初出というわけではなく『岡倉天心全集』(岡倉 1980)と、その英書版といつてもよい『OKAKURA KAKUZO collected english writings』にすでに収録されているものである(OKAKURA 1984)。しかしながらこれまでこのリストに記載された考古資料が、今回紹介している5点の購入記録であるとの説明は一切なされたことがなく、記録と所蔵資料を関連させて論じられることはなかった。それゆえ原本であるこの「リスト I」を今回の調査で閲覧できた最大の成果は、リストにある資料名の横に手書きで登録番号が記入されていることを確認したことである。すなわち3に記されている「Swordhilt」には「hilt A 08.161」と「hilt B 08.161」とある。さらに「bells」は、複数個同名の遺物があることを示しており、1つずつに「1 bell 08.158」「1 bell 08.159」の番号が与えられている。同じく3に記されている「mirror」には、「08.160」の番号が与えられている。そして4として別の番号が記されている「Bronze bell」には「08.157」の番号が与えられている。この番号は当然遺物の登録番号であり、後述する遺物に直接注記してある。すなわちこの手書きの登録番号を確認することによって、リスト I に記載されているものがまちがいなく今回検討している遺物についての購入を示す資料であることを証明できるものである。さらに、この数字の上2桁にある「08」は、「1908」年に登録されたことを示し、下3桁は登録された順番であるとの説明を受けた。この書類によって、これらの資料は1908年にボストン美術館の収蔵品として登録されたものであり、その個別番号は157番から161番までの5点であることが確定できる。さらに、環頭大刀は当初から2つに割れていたことがわかる。

改めてこのリスト I を見ていくと、天心はこの時36点にのぼる資料を購入している。そのうち考古品は1から4までであり、残りは仏像と仏画、さらには書籍である。よって、この考古品をもう少し細かく見ていくと、1は「Hang Dynasty」との記載から、中国漢代の出土品と考えていたようであり、日本の考古品ではないことは明らかである<sup>(4)</sup>。2の「Prehistoric bronze bell」は、「先史時代」のとあるように、弥生時代の銅鐸である。そして問題となるのが3番であるが、この刀柄以下の資料にのみ「古代の墓から出土した青銅器」という説明文が付されている。しかしながらこの記述においても、出土地はあくまでも「古代の墓(=an ancient grave)」であり、一切仁徳天皇陵という記述はない。そして番号を変えて4にもう一度「Bronze bell」という、記載がある。このリスト通りに読めばこの4番目の「Bronze bell」は、「古代の墓」からの出土品ではなく、別の場所から出土したことになる。この「Bronze bell」は「08.157」の番号が与えられていることから、後述する「三環鈴」であることがわかる。すなわち「三環鈴」は、上記の4点とは出土地が異なっている可能性も考えておかなければならぬことになる。この点については、リストを作った

天心の意図が不明であり、これ以上の考察は推定となってしまう。それゆえあくまでも可能性を示すに留めるが、今回扱っている5点が必ずしも同一出土地ではないことも頭の隅には留めておくべきであろう。

続いてこの時期における天心の足跡をたどりながら、この書類について考察していきたい。天心はいうまでもなく明治期における美術界を牽引した人物であるが、彼の強烈な個性はさまざまな方面から考察されている。その中で彼の評伝として近年最も簡潔に、そして公平な視線でまとめられていると考える木下長宏氏の著作に依拠しながら、天心の行動を見ていきたい（木下 2005）。天心が東京美術学校校長を非職となった明治31年3月以降、活動を海外に拡げていく。まずはインドへ明治34年12月に旅立つ。同地に1年あまりの滞在後帰国し、その後明治37年には横山大観・菱田春草等とアメリカへ出発する。そしてその年の4月には旧知のウィリアム・S・ビグローの推薦を受けて、ボストン美術館にエキスパートという肩書きで勤務することとなる。ボストン美術館における天心の役割は、東洋美術コレクションの整理とその充実を図ることである。そして逝去するまでの10年間に、合計5回にわたって滞在する。第1回の滞在は明治37年3月から翌38年3月までの1年間、第2回は明治38年10月から翌39年4月までの半年間となる。そして3回目が先の文書に記された明治40年11月から翌年4月までとなる。先の文書に記された1907年（明治40）12月26日はまさに、この3回目のボストン滞在中のことである。ちなみに第4回は明治43年10月から翌年8月までの10ヶ月間であり、最後は逝去の直前までとなる大正元年11月から4ヶ月間の予定であったが、その途中の翌年2月末に休暇願を提出して帰国している。天心はこの10年間にわたって、ボストンと日本を往復しながら精力的にボストン美術館のために美術品を収集している。この時期以降における天心の活動の1つにボストン美術館へ収藏するための美術品購入があり、美術館から資金を受け取り、帰国中は日本国内だけでなく中国でも美術品の買い付けをおこなっていることが知られている。

すなわち先の書類はまさに、この美術品買い付けの收支決算報告であり、天心が第2回のボストン滞在を終えた明治39年4月以降、第3回のボストン滞在のために横浜港を出発する明治40年11月までに購入した美術品であると考えてまちがいない。それゆえこの時期における天心の行動をもう少し細かく見ていくと、明治39年4月に帰国したのち、6月には京都・奈良へ美術品収集に出かけていることが明らかにされている（木下 2005）。先に示した岡倉天心からボストン美術館長あての会計報告書に添付されたリストⅡには、「京都・奈良・和歌山への旅費」として140円が計上されている。この旅費はまちがいなく天心が京都へ赴いたことを証明するものであり、その際「令古堂」で出土品を購入したことまでは確定できないが、この際に手に入れた蓋然性は高いといえよう。そして同じ年の10月には中国（清国）に渡り、翌年（明治40年）2月まで滞在している。そしてこの年の11月にボストンへ出発するわけであるから、今回扱っている「Bronzes from an ancient grave」は明治39年6月に京都で購入した可能性が最も高いと考えられる。このことは平林氏の論文において、神官が京都の古物商「令古堂」に売却したことと、場所的にも時間的にも矛盾しない。すなわち明治25年に「百姓」から購入し、その後京都国立博物館へ持ち込んだりしながら、神官の手元には明治30年代中頃まではあったと考えられる。そしてその後「令古堂」へ売却し、それを天心が明治39年に京都で購入したという流通経路が浮かんでくる。しかしながら、この「令古堂」という古物商の実体が不明であり、もちろん現在は営業が続いているために、これ以上の探索は不可能である<sup>(5)</sup>。

次に、天心が今回紹介している5点の遺物について何か記述しているかを見ていきたい。結論的にいうと、天心はこの「Bronzes from an ancient grave」に大きな関心を示した形跡は認められない。前稿でも紹介したが、天心はこの3回目の滞在時にF.Kershawと連名で『ボストン美術館館報』（『Museum of Fine Arts Bulletin』）に「中国と日本の鏡」（「Chinese and Japanese Mirrors」）を執筆し、まさに帰国する明治41年4月に発行されている（OKAKURA・Kershaw 1908）。この論文において、おそらく前年に中国で入手したと考えられる銅鏡を題材として、鏡の存在意義と中国における秦代から明代に至るまでの鏡の変遷について考察を述べている。もちろん日本における古墳出土の鏡についての記述も認められるのであるが、「Bronzes from an ancient grave」としてリストに記載された「mirror」については、一言も触れていない。

改めて天心がこの時に購入した「List I」を見ると、先述したように仏画・仏像が購入の中心であり、

仏像 7 点、仏画 22 点となっている。しかしながらこれらの美術品を、具体的にどこで購入したかは不明である。先の考古品と同一の入手先であるのか、あるいは「令古堂」が関与しているものかを確かめることは不可能である。よって以下は推測を含むことになるが、「令古堂」は神官から 1500 円で購入したと平林論文にあり、天心には「リスト I」に記載された 3 番の 4 点（刀柄 1 点・馬鐸 2 点・鏡 1 面）1350 円と、4 番の 1 点（三環鈴）100 円の合計 1450 円で売却したこととなる。このことは商売上の損得からいえば、必ずしも理にかなった商いとはいえない。すなわち、天心がこれらの遺物を仁徳天皇陵出土品として購入したわけでもなく、天心に売却した古物商（「令古堂」ではないにしろ）も、これらの品々が仁徳天皇陵出土であることで付加価値をもたせたとは思えない状況であるといえよう。

いざれにせよ天心は「Bronzes from an ancient grave」としてリストに記載された遺物が仁徳天皇陵の出土品であるとは考えていないし、受け入れたボストン美術館においてもこれらの出土地が仁徳天皇陵であるというような記述は、台帳に登録した 1908 年から今日に至るまで一切なされていないことを記述しておく。

なお、先述した富田幸次郎氏も 1908 年からボストン美術館に勤務しているが、これらの品々について、出土地はもちろん特段のコメントは残していない。

### 3 ボストン美術館所蔵資料の調査結果

本節では今回扱っている 5 点の資料について考古学的な観察結果と、国内で出土しているそれぞれの遺物との比較検討をおこなっていくことにしたい。

しかしまずその前に報告しておかなければならぬこととして、出土地が不確かなものについてはまずその真贋を確認する作業が必要である。このことは所蔵機関がどこであれ、考古学における資料調査時の鉄則である。結論的には今回観察した 5 点については、後世に製作された「贋作」とは考えられないことを指摘しておくものである。その根拠については各遺物の詳細とともに記述していくが、この 5 点を直接熟観し、さらに手に取って観察した結果、不自然な点は皆無であったことを報告しておく。

そしてもう 1 点今回現地において 5 点を同時に観察することにこだわった理由としては、この 5 点が同一箇所からの出土品としての証拠が得られないかということを確認するためである。これまでにもこれらの資料については単体では日本の博物館に出陳されたことがあるものの、5 点が同時に展示されたことはない。そのため銹の状況、あるいは微かに付着した泥等の情報を、直接比較観察した報告はなかった。今回は 5 点を並置して、観察することができた。この結果も踏まえながら各遺物を見ていきたい。以下、出土品の登録番号順に記述していく。

#### 三環鈴（08.157）

本品は「リスト I」の 4 番に「Bronze bell」と記載されており、購入価格は 100 円であるとされているものである。そして登録番号である「08157」という数字が、中央環の 1 辺に朱書きで記入されている。

まず法量であるが鈴の両端の長さは最大値を示す 1 边で 14.07cm を測り、最も短い辺では 13.70cm となる。すなわち鈴の中心点を結んだ形状はほぼ正三角形を示し、換言すれば中央環に各鈴が均等に取り付けられていることになる。重量は 726g を量る。各鈴の直径は 6.11cm、6.05cm、5.95cm となり、高さ（厚み）は同じ順序で記すと 5.85cm、5.90cm、5.75cm を測る。いずれの鈴も直径の方が高さ（厚み）よりも大きいことが指摘できる。中央環は直接鈴が取り付くため正確な直径は計測できないが、おおむね 5 cm ほどの大きさであり、明らかに鈴の直径が環を凌いでいることになる。この中央環についてはほぼ同じ幅と厚みであるが、1 边だけやや厚みが薄いところがあり、あらかじめ細く鋲出されたことが窺える。なお、各鈴の中には直径 2 cm ほどの小石が 1 個ずつ入れられており、動かした際には「ガランガラン」とややにぶい音を発する。

さて、この三環鈴について諸先学の研究成果をもとに、型式分類や編年観などについてまとめておきたい。わが国における環鈴の出土例は伝承を含め 60 例ほどとされ、鈴が 4 個取り付くものがわずかに存在するが、基本的には 3 個の鈴が取り付くものと考えてよい（石山 1980・黒田 1988・関 1998）。この環鈴の型式分類

は、杉本宏氏によるものが最も多くの視点を取り入れたものと考える（杉本 1991）。この杉本分類は、鈴に取り付く基部の有無で大別し（有基式= I ・ 無基式= II ）、次に鈴が均等に取り付けられているか否かで二分する（不均等取り付け= A ・ 均等取り付け= B ）。そして中央環の直径と鈴の大きさにおいて、環が大きいもの= a ・ 同じ大きさのもの= b ・ 鈴が大きいもの= c と 3 区分する。この型式分類に従って今回の三環鈴を区分すると無基式（= II ）+ 均等取り付け（= B ）+ 鈴が大きいもの（= c ）となり、この 3 つの要素をまとめると「 II B c 類」に属するものと判断できる。本品はこの要素に従って正しく分類でき、同じ分類に属する例が他にも見られることから古墳時代遺物として違和感がなく、従って贋作ではないと判断したものである。

続いて高崎光司氏が集成した 42 個体の三環鈴のデータから「鈴径均」と「鈴高均」で見ると、本個体は鈴径均 = 6.03cm 、鈴高均 = 5.83cm となり、直径と高さの比率値は 0.966 となる（高崎 1994）。この大きさから見ると直径でいえば 6 cm を超える個体は、後述する静岡県二子塚古墳出土品に次ぐ大きさであり、高さの値も同様に第 2 位の数字である。この結果から、ボストン美術館蔵品は大形の三環鈴であると断定してまちがいない。高崎氏が大形の三環鈴は「ガランガラン」というこもった音色を発すると記述しているが、この点も本例と一致する特徴といえよう。

さてこの三環鈴の所属年代観をまとめておきたいが、杉本氏も述べるように必ずしも型式分類の変化と出土する古墳の時間的推移が完全に一致するわけではない。これは三環鈴の用いられた時間幅が 100 年足らずであろうと考えられることと、その内で長期間の使用（伝世期間）が想定されることによる。このような前提に立ってあえて所属時期を記述することになるが、杉本分類の「 II B c 類」が最後の型式変化を示すものであることと、高崎氏の示した鈴径と鈴高の比率を示した一覧表を見ると、「 1 」を切る数値を示す個体（= 鈴が扁平化するもの）が新しい型式を示す傾向にあることが読み取れる。この 2 点を勘案すると、本品は最新型式を示す個体として 6 世紀代の所産である可能性を指摘しておく。この点は、もう一度すべての出土品を考察したあとに次節で考えていきたい。

#### 馬鐸 2 点 (08.158・08.159)

この馬鐸は「リスト I 」の 3 に記されている「 Bronzes from an ancient grave, including swordhilt, mirror, and several bells 」にある「 several bells 」にあたるものである。複数形で記されていることから同一種類の遺物が 2 個あることを示しており、その通り書類には 2 つの収蔵番号が与えられている。ときどき「ボストン美術館所蔵 伝仁徳天皇陵出土品 4 点」と記す文献もあるが、これは明らかにこの馬鐸 1 点を見逃したものであり、正しくは 4 種類 5 点となる。また、この収蔵番号が後述の通り遺物に注記されていることを確認できたことから、本品は天心が購入した一連の資料であることもまちがいない。

ではまず、「 08.158 」の馬鐸から見ていくこととしよう。法量は全長 18.5cm 、舞幅 7.4cm 、裾幅 11.3cm 、舞の厚さは最大 4.3cm 、裾部では 6.2cm ほどである。鉢はわずかに裾が拡がる台形であり、高さは最大で 2.8cm 、上端幅 3.2cm 、下端幅 3.9cm となる。紐孔は鉤金具（鉄製）が残されているため判然としないが隅丸方形であろうと考えられる。また、舞の背面側に現在は鉄鎌で塞がってしまっているが舌孔（型持孔）が存在しているように見える。このように形状に不自然なところはまったくなく、本品は古墳出土品と判断したものである。

文様は表面のみに見られ、背面は無紋である。その背面は鐸身の右側から裾にかけて 4 分の 1 ほどを欠損している。この欠損は、周辺部にひび割れが認められることから、後世に受けた衝撃による破損であると考えられる。一方、舞の肩部には小穴が認められるが、これは鋳造時に湯が十分まわらなかつたための欠損と思われる。全体に錆化はしているものの遺存状態はよく、内面には白っぽい泥がわずかに付着している。背面の端部に研磨痕が見られるが、これは製作時の痕跡か後世の加工であるかは判然としない。ちなみに現状での重量は 508g を量る。

表面の文様は「 × 」と「 + 」線を組み合わせて区画し、その中に珠文を充填する。中央の縦線は真ん中に稜線を持ち、裾部まで延びる。そして中央と上端、下端に突起状の珠文が鋳出されている。

次に、「08.159」の馬鐸を見ていく。本品は裾部の両端部が失われているため全長を計測できない。よって、残存している裾部中央までを計測すると 15.7cm であり、両裾が前者（08158）と同様に伸びていたと仮定すれば、全長はほぼ等しい大きさになろう。そのほか舞幅は 7.1cm、厚さは最大 4.4cm であり、裾部での最大厚は 6.3cm である。重量は現状で 504g を量る。鈕は前者よりも横長の方形であり、高さは最大 2.2cm、幅は上端、下端とも 3.4cm ほどである。前者がやや台形状であるのに、本個体はほぼ長方形である。この鈕には前者と同様、鉤金具（鉄製）が残されている。さらに舞の中央部、鈕のほぼ真下に方形の舌孔（型持孔）が認められる。

また特徴としては、前者が舞から鐸身にかけて角が明瞭であるのに対し、本例は舞部が前後に傾斜しており、鈍角のまま鐸身につながっていく。裾部の両端が欠損していることはすでに述べたが、裏面は裾部から 3cm ほど上のところで横にまっすぐ破損している。やや不自然な欠損状況であり、人為的にうち欠いた可能性も考えられる。なお、表面の右上部にある斜線文様部分にわずかに欠損したところが見られるが、これは鋳造時の欠陥であると考えられる。また、側面にはやすりで削ったような研磨痕を明瞭に残し、この痕跡は後世の造作のように感じられる。しかしながらこの点だけを取り上げてすべてが後世の贋作とは考えられず、銅質・銹化の状況、また内部に付着した白っぽい泥の状況などの点は前者と同様である。裏面内側には、朱書きで「08159」の番号が注記されている。

表面の文様は基本的に前者と同じく「×」と「+」で区画しているが、本品は両端に縦方向の直線を 2 本描き入れることによって、細かく見ればさらに 4 区画が加わっているように見える。この文様を刻む線であるが前者よりも不明瞭であり、中央の線も裾端部まで延びるものの方ははっきりせず、中央を横切る区画線もまっすぐではなく波打ったようにゆがんでいる。さらにいえば、1 個ずつの珠文を見ても前者の方が細かく、鋳上がり状態もよい。全体の鋳上がり状態から見ると前者との差があるように見えるが、それでも両者が同一の古墳から出土したとしても違和感を抱くものではない。それと併せて先述したように銹化の状況と内面に付着した泥の状況が一致していることを指摘しておく。

以上ボストン美術館が所蔵する 2 個の馬鐸を見てきたが、三環鈴と同様国内出土例の先行研究に依拠しながら、型式分類と年代観を見ていきたい。

これまでに我が国において出土した馬鐸の出土例は、60 遺跡 129 点が集成されている（瀧瀬 1990）。そして各遺跡（古墳）からの出土個数であるが、1 点が 26 遺跡、2 点が 12 遺跡、3 点が 13 遺跡、4 点以上の出土が 9 遺跡となり、一括で出土した最多個数は千葉県金鈴塚古墳から出土した 6 個となっている。馬形埴輪の首もとに表現されている馬鐸を見ると、装着個数は 1 個ということではなく、通常は複数個が表現されている（中村 1997）。よって単数で出土することが全体の出土遺跡数の約半分を占めるものの、馬具として副葬されるならば本来複数個が出土してしかるべきであろう。そのため単数の出土については馬鐸自体を宝器的な副葬品として理解することが多いが、本例のように表面に鋳出された文様が異なる個体が同一古墳から出土することは特に不自然とはいえないことが指摘できる。

次に型式変化と時間的推移については、小野山節氏が時間の経過とともに個体が大形化することと、えぐりが深くなることとを第一の指標とした。さらに鈕が丸いものから方形板状になることと、文様が片面のみに施されるようになることを指摘した（小野山 1975）。この大きな枠組みは変わっていないが、近年瀧瀬芳之氏が 5 世紀段階を 2 期に、6 世紀から 7 世紀初頭までを 4 期の合計 6 期を設定し、型式分類と時間的変遷を示した（瀧瀬 1990）。特に表面の文様については複数系列を想定し「斜格子文系」・「珠文系」・「4 区斜線文系」・「2 区斜線文系」・「交差文系」・「8 区無文系」の 6 系列に区分した。各系列の時間的变化については詳述しないが、今回紹介している 2 例は両方とも「4 区斜線文系」に分類でき、この系列の V 段階に位置づけている。さらに後述する環頭大刀の実年代観を根拠として、この V 段階に 6 世紀中葉から後葉という年代観を与えていた。この実年代観については次節で他古墳出土例との比較の中で再考していくが、同じ系列の V 段階に区分された出土例のうち、文様を含めて最も類似した資料としては 6 個の馬鐸が出土した金鈴塚古墳出土例のうちの 2 個体に近い。金鈴塚古墳自体の築造時期は他の出土品から判断してもう少し下る

可能性もあるが、このことは馬鐸の使用期間（伝世期間）が三環鈴と同様数十年間に及ぶという可能性を考えておく必要もある。

#### 鏡（08. 160）

鏡は「リスト I」の 3 に記されている「Bronzes from an ancient grave, including swordhilt, mirror, and several bells」にある「mirror」にあたるものであり、現在のわが国における鏡式名では獸帶鏡と呼称されている。この鏡は、かつて梅原末治氏によって紹介されているものである（梅原 1931）。今回改めて詳細な観察をおこなったので、まずその結果を報告しておく。

面径は 24.0cm から 24.1cm を測り、重量は 2046.0g であった。後述する奈良県今井 1 号墳から出土した面径 22.7cm の獸帶鏡が 1540.3g であったことからすると、若干の付着物はあるとしてもこの鏡が重たい鏡、すなわち厚い鏡であることがわかる。鏡背を観察したところ一部に布目痕を残しており、同様の痕跡は鏡面にも残されていた。すなわち布にくるんで副葬されていたものと考えられる。このような布の痕跡を残すことから、この鏡が贋作ではなく古墳時代に製作された鏡としてまちがいないと確信した。

鏡背文様をもう少し細かく見ていくと、鈕には乳帶文が伴い、その外側は櫛齒文+平頂圈帶+銘文+平頂圈文+櫛齒文となる。この銘文は先述した梅原氏によって「青蓋作竟大母傷 巧工刻之成文章 左龍右虎辟不羊 朱鳥玄武順陰陽 長保二親樂富昌」と釈文されている。主文様は四葉座のある 7 個の乳によって分割された中に四神をはじめとする靈獸（四靈三端）を細線彫りで表現している。そしてその外周に櫛齒文をめぐらしており、ここまでが内区である。外区は中央に波文帯をめぐらし、その両側に鋸齒文がまわっている。

後述するようにこの鏡は原鏡を踏み返すことによって鋳型を製作して鋳造した「同型鏡」であり、その特徴は本鏡にもよく現れている。まず銅質がにぶい鉛色を呈することと、鏡背の文様の鋳上がりが不明瞭であることが指摘できる。特に外区の文様帶は研磨されていることもあるが、ほとんど凹凸が感じられないほどである。中央にある波文帯も本来複波文帯であることが多いが、この鏡の場合太い波線となっている。このような状況は同型鏡の特徴であり、岐阜県城塚古墳出土の獸帶鏡と類似しているという印象を持った<sup>(6)</sup>。そのほかにも、原鏡に真土を押し付けた際、うまく型抜けしなかったためと考えられる鋳つぶれが何箇所も観察でき、特に銘文の文字や櫛齒文帯部分に目立つ。

さて、この鏡は同型鏡群に含められるものであるが、森下章司氏によってこの鏡の同型鏡の拓本が残されていることが紹介されている（森下 2004）。その鏡はボストン鏡と比較した際に、鋳の付き方が異なることからまちがいなく別鏡であるとするが、鏡そのものは行方不明であると紹介されている。もう少し森下氏の研究成果に導かれながらこの同型鏡群の性格を見ていくと、この鏡は小林行雄氏によって「倭の五王の鏡」という位置づけがなされ、古墳時代中期から後期の有力な古墳に副葬されたことが報告された（小林 1976）。そしてこれらの鏡の製作地は中国大陸である可能性が高く、日本国内だけでなく朝鮮半島における出土例を考えると、この時期の中国南朝を中心とした東アジア全体の政治的な交渉を物語る考古資料である。

次にわが国古墳出土例のうち、最もこの鏡に近い同じく四葉座 7 乳を持つ今井 1 号墳出土鏡を取り上げて比較していきたい<sup>(7)</sup>。この鏡は奈良県杉山古墳出土鏡・大阪府土室石塚古墳出土鏡・同桜塚古墳出土鏡と同型鏡であることが知られているが、この 4 面の中で正式な発掘調査で唯一出土したものである（樞原考古学研究所 1984）。鏡全体には朱が付着し、また布目が観察できることから布にくるまれていた状況もボストン鏡と同様であって、そのため鏡背は一層曖昧模糊とした感じを受ける。その鏡背文様の特徴、すなわち文様の彫り込みが極めて浅いこと、そこかしこに鋳つぶれが認められることなどボストン鏡の特徴と一致する。銘文は「銅梁作竟…」となり、ボストン鏡とは異なるものの、これらの同型鏡群が製作された場所、時間は極めて近いものと考えられている。よってその時期については、今井 1 号墳の報告では、当然他の出土遺物を勘案した上で、5 世紀後半という年代観を与えている。もちろん製作から副葬されるまでの時期を見積もる必要があるが、この種の同型鏡群の年代観については、韓国武寧王陵出土鏡が同様の鏡群に含まれることから、この古墳の築造時期が大きな手がかりとなろう。この点については、次節で考えていくこととする。

### 環頭大刀（08.161）

本品は「リストI」の3に記されている「Bronzes from an ancient grave, including swordhilt, mirror, and several bells」にある「swordhilt」にあたるものであり、当初から柄部のみであったことがわかる。先述したように手書きの登録番号には「hilt A」「hilt B」という表記があり、登録番号はとともに「08.161」である。よって、当初から2つに割れていたものの同一個体という判断が働くものと考えられる。現状では一部保存処理が施され、さらに接合もされているようであるが、透明なアクリル板にくくりつけられているために詳細は観察できないところもある。全長は、現状で23.0cmを測る。

柄頭から順に見ていきたいが、環頭本体には鉄鏽も緑青も付着しており、本体は鉄製にも見えるが明確でない。茎が一体で作られているか別作りかも柄縁金具（＝箇金具）で隠されているためにはつきりとしない。中央の文様は「単鳳」であると考えられるが、破損しており全形は不明である。嘴部分も破損しており、玉を銜えているか否かも不明である。中央にある横線に刻み目が認められるが、これが上嘴、若しくは目の下に刻まれる文様となろう。いずれにせよ原形をかなり失っていることはまちがいない。環頭の外周囲には走龍文が刻まれているものであるが、表面の金箔が失われ銹化が進んでいることから、この部分の文様がどの程度簡略されているか否かを確認することも難しい。この柄頭と柄縁金具の取り付け方を見ると、環の下部は完全に柄縁金具で隠されている。このような特徴は、この環頭大刀が型式的に古いことを示すという指摘がされている（一瀬 1996）。

続いてこの柄縁金具と柄元金具を見ていきたいが、金具の上下には綾杉文がめぐらされている。そして中央には鑿で三角形を打ち出すように区画を作り、その部分には上下を転じて繰り返し同じ文様が打ち出されている。その文様については梅原氏は「禽形」としているが（梅原 1954）、梅原氏の示した拓本と今回の観察の結果、側視形の蓮華文様であると判断した。柄間には基本的に銀線が巻かれていたものと思われるが、今はその半分ほどを失っており、鉄茎と木質部、さらには責金具が1点残されている。

さてこの環頭大刀についても国内外の出土例と比較しながら、所属時期を考えていきたい。環頭大刀の型式変化と時間的推移は新納泉氏がまとめており、極めて大まかな時間的変遷は、文様の退化具合によって新古を判断できることを指摘している（新納 1982）。しかしながら本例の場合、環中央部の主文様が欠損しており、同様に環頭外周の走龍文も銹化によって視認しづらい状況にある。そのため文様の退化具合での判断が難しい状況にあることはやむを得ない。それゆえその他の要素から所属時期を考察していきたいが、その1つは先述した環の下部が完全に柄縁金具によって隠れるように取り付けられている点である。このような取り付け方の諸例を探すと、国内では滋賀県鴨稻荷山古墳出土環頭大刀（但し、中央文様は双龍文であるが）が指摘できる（京都帝国大学 1923）。また、朝鮮半島では武寧王陵の出土品が指摘できよう。この3点に共通する点はこの取り付け方法だけでなく、柄縁金具に文様が施されていることが指摘できる。武寧王陵の出土環頭大刀には亀甲繋文の中に鳳凰文を入れた文様で飾っている。そして鴨稻荷山古墳出土環頭大刀の文様は、前出の報告書に従えば「菊花様文様」と記載されている文様で飾られている。この環頭大刀も柄縁金具、柄元金具ともに同様の文様が認められ、ボストン美術館所蔵環頭大刀と同じ状況であり、先述したようにこの部分の文様に「側視形蓮華文」を施しているという観察結果が荒唐無稽でないことの証左とできよう。

いずれにせよこの環頭大刀の所属年代は、武寧王陵と鴨稻荷山古墳の築造年代に近いことを想定することは可能であり、実年代観としては6世紀の第1四半期とすることで大方の賛成を得られるように思われる。

以上、ボストン美術館が所蔵する4種5点の考古遺物について観察結果を記述してきた。今回の観察によって、この5点についてすべて古墳時代遺物であることには確信を持つことができた。しかしこの5点が同一古墳からの出土品であるかといえば、肯定する要素もなければ、否定することもできないというのが現実である。再度記すが、三環鈴は先述したリストにおいて別番号が与えられている事実は事実として記述しておかなければならない。その一方、2個の馬鐸については、内面に付着した白っぽい土の状況はよく似ていることも指摘しておく。すなわち、同一箇所（古墳）からの出土品としての可能性が高いことが考えられる。

## 4 国内出土資料との比較検討結果

本節ではボストン美術館が所蔵する4種5点の遺物と同様の組成を示す副葬品が出土した古墳を取り上げて、再度これらの遺物が示す年代観を考えていきたい。とはいえたこの4種類が1つの古墳に副葬されている例ではなく、まず馬具と考えられる三環鈴と馬鐸が同一古墳から出土した事例から見ていくこととしたい。

改めて馬鐸と三環鈴の出土状況を見ると、前節で述べたように馬鐸は129点、三環鈴は絵図面だけを残すものを含めて60点ほどが出土している。そしてこの両者が出土し、原資料が残されている例としては、ボストン美術館所蔵例を除くと「新潟県飯綱山10号墳」・「静岡県二子塚古墳」・「滋賀県新開1号墳」・「島根県めんぐろ古墳」・「宮崎県下北方5号地下式横穴」の5古墳が数えられる（瀧瀬 1990）。しかしながらこの中で三環鈴が「II B c類」に分類できるものは、静岡県二子塚古墳と島根県めんぐろ古墳の2古墳に限られる。換言すると他の3古墳出土の馬鐸は瀧瀬氏の示した時期区分では第I・II期に区分されるものであり、三環鈴も基部を伴う古式を呈するものである。具体的には新開1号墳出土品と、下北方5号地下式横穴出土品である。すなわち三環鈴と馬鐸の共伴例を見ていくと、両者の型式分類とも古相を示すものと新相を示す組み合わせを明確に分離することができる。そして古相を示す三環鈴と馬鐸が出土した新開1号墳の実年代観は、他の出土遺物も勘案して検討されているが5世紀の前半代という数字が与えられている。

このように馬鐸と三環鈴の型式分類と編年観が一致することからいえば、ボストン美術館所蔵例は三環鈴と馬鐸とともに型式的には新しい組み合わせで一致しており、片方が古い型式を示し一方が新型式というような誤解はないことから同一の古墳出土品として違和感はないこととなる。それゆえこの新相型式の三環鈴、馬鐸が出土する古墳の時期を検討していくことから、ボストン美術館所蔵資料出土古墳の年代観を想定することは許されよう。

そのためにもまず、静岡県二子塚古墳とその出土品を見ていくことしたい。二子塚古墳は静岡県西部の磐田市に所在し、磐田原台地に築かれた全長55mの前方後円墳である<sup>(8)</sup>。この磐田原台地には古墳時代前期から有力な前方後円墳が築造されるが、古墳時代中期に静岡県内最大規模を誇る堂山古墳(110m)が築かれ、この二子塚古墳はこの地域に築かれた最後の前方後円墳として位置づけられている（磐田市 1992）。しかしながら埋葬主体部が乱掘され、遺物が出土した時期が明治10年代と伝えられており、内部主体や遺物の出土状況などの詳細は不明な点が多い。近年周濠部分の調査が実施され、墳丘そのものはかなりの改変を受けているが、埴輪、須恵器などが出土した（磐田市教育委員会 2003）。

さて、馬鐸はほぼ完形のもの5点と破片1点が出土している。この6点は2点の「4区斜線文系」と4点の「交差文系」が存在している。これは複数個の馬鐸が出土した場合に、異なった文様が共伴した例として取り上げることができる。前者の個体は全長13.2cmを測り、後者は11.2cmである。なお、後者の個体は珠文の位置関係が一致していることから同范（型）の可能性も考えられる。大きさはボストン美術館所蔵資料よりも5~7cm小形であるが、大形化が新しい傾向を示すとすれば若干古い型式に位置づけられ、瀧瀬氏は第IV期に編年している。

次に三環鈴であるが、鈴の平均直径は6.6cm、鈴高の平均は6cmを測る。鈴の一部には布目痕が観察できることから、布にくるまれて副葬されていたものと思われる。大きさとしてはボストン美術館所蔵例とともに最大級を誇るものである。さらに杉本氏の型式分類では「II B c類」であり、鈴の扁平指数も「1」を切ることから、型的にはまさにボストン所蔵資料と一致する。

問題となるこの古墳の築造時期であるが、報告書では5世紀末葉に属する馬具（五鈴付杏葉）と6世紀前葉に位置づける馬具（馬鐸・三環鈴）があるとする。この解釈には報告書でも苦労しているが、埋葬主体が複数を考える場合と、後出する馬鐸が死後一定期間を経て供献されたという説を提示する。この点は正直なところ確かめようがない問題であるが、時間を経た供献を考えるよりは、埋葬施設が1箇所であれば古い馬具の伝世も考えられるし、追葬も考慮しなければならないであろう。あるいは愛知県志段味大塚古墳出土例のように五鈴付杏葉と三環鈴の共伴する例から、必ずしも両者の馬具について時期差を大きく見る必要はないことも考えておいた方がよいかもしない（京都大学総合博物館 1997）。いろいろと考えるべき点はある

が、結論は出せない以上ひとまずは報告書にあるように馬鐸・三環鈴の所属年代は6世紀の前半代とし、須恵器の型式分類では陶邑窯TK 10段階とする見解に従っておきたい(大谷2006)。

次に、島根県めんぐろ古墳から出土した馬鐸と三環鈴を見ていきたい。本古墳については近年出土遺物が再整理され報告書が刊行されているので、その成果に依拠しながら検討をすすめていきたい(島根県古代文化財センター2009)。このめんぐろ古墳は島根県浜田市にあり、近くには全長74mを測る周布古墳(前方後円墳)が所在する。墳丘は古くに削平されているため明らかではないが、直径20mほどの円墳とされている。この古墳から遺物が発見された経緯は正式な調査とはいえないため、判然としない点が多い。内部施設は横穴式石室とされ、古式の形態を示すことはまちがいないとされるが詳細は不明である。

遺物は昭和5年と24年に出土しているが、今回紹介する馬鐸と三環鈴は昭和24年に出土した。馬鐸は3点出土したとされるが、現存するものは1点のみである。この資料を見ていくと、法量は全長20.4cm、舞幅5.3cm、裾幅10.2cm、舞の厚さは最大3.8cm、裾部では6.2cmを測る。鈕は半円形に近い形状を呈し、高さは2.3cm、下端幅3.0cmを示す。紐孔には鉤金具が残されておらず、縦0.7cm、横0.9cmのほぼ円形となっている。文様は片面のみに施されており、先の瀧瀬分類では4区斜線文系である。そして編年観としては、ボストン美術館所蔵馬鐸よりも1型式古相のIV期に位置づけられている。

次に三環鈴であるが、杉本分類では無基式(=II)+均等取り付け(=B)+鈴が大きいもの(=c)であり、「ⅡBc類」に属するものである。さらに高崎氏の示した「鈴径均」と「鈴高均」で見ると、本個体は鈴径均=5.6cm、鈴高均=5.3cmとなり、直径と高さの比率値は0.946となる。ボストン美術館所蔵三環鈴と比較すると大きさとしてはやや小さいものの、型式分類と鈴の比率値ではほぼ一致した数字となっている。よって、型式学的には同一の型式としてまちがいなかろう。

さて、これらの遺物が出土しためんぐろ古墳の築造時期であるが、冒頭でも記したように正式な調査でないためにいくつかの注意が必要である。まず、内部施設については横穴式石室であり、当然追葬の可能性を考えておかなくてはならない。さらに、出土品についても長年保管されている間に別の古墳出土品が混入している可能性があり、出土したとされる須恵器には大きく2時期に分けられる個体が存在している。このため馬鐸と三環鈴が同時期に副葬品とされたものか、さらにはこの馬具が古墳築造時期(初葬時)の副葬品といえるのか、さらにどの型式の須恵器に伴う副葬品であるかを判断することが難しい。よってあくまでも報告書に従うが、須恵器の型式編年観では陶邑窯のMT 15型式からTK 10型式の古段階であるという時期を示しておきたい。そして、実年代観としては6世紀前葉という数字が提示されている。

以上、ボストン美術館所蔵馬鐸・三環鈴と同じ型式分類に属する出土例を、静岡県と島根県に見てきた。どちらの例も出土したときの状況が不確かな点があり注意を要するが、両古墳ともTK 10型式を中心とした時期に位置づけられている。この型式を示す須恵器の実年代観としては、6世紀代1四半期前後としておくことが大方の賛意を得られる数字であろう。

次に、環頭大刀と鏡の共伴例を見ながら、これらの遺物の所属年代を考えていきたい。この2品が出土した古墳としては、個別の遺物解説のところでも取り上げたが韓国武寧王陵がその代表例といえよう(大韓民国文化財管理局1974)。そこで改めて武寧王陵について概略を記すと韓国忠清南道公州市の錦城洞に位置する宋山里古墳群の1つであり(7号墳)、昭和46年に未盗掘のまま発見された。そしてその際発見された武寧王の墓誌には523年に崩御し、その2年後に埋葬されたことが記されていた。埋葬から4年後には、王妃も合葬されている。未盗掘であったことから多数の副葬品が出土したが、これらの遺物に実年代観を与えるときの大きな根拠となっている。

さて、出土した单龍環頭大刀であるが、この大刀は王に副葬されたものである。よって、525年に埋葬されたことが確実である。そしてこの大刀の主文様や環頭外周の走龍文が鱗まで表現されていることなどから、新納氏は最古型式に位置づけている(新納1982)。さらに柄縁金具には亀甲文の中に鳳凰の文様を入れており、この柄縁金具は環頭に食い込んだ形状となっている。このような武寧王陵出土環頭大刀の諸要素を基準として、主に文様の退化を指標としながら型式分類と編年観が提示されているものである。ボストン美術館

所蔵品の場合、主文様が破損していることと、環頭外周に施された走龍文も銹化によって不明瞭となつてゐるため、文様の退化という観点から編年観を示すことが難しいことは先述した。しかし柄縁金具に文様が施されている点と、環頭に柄縁金具が食い込むことから、武寧王陵出土品とそれほど大きな時間差はないものと考えている。そして実年代観としては武寧王の崩御年である 523 年が 1 つの目安になることはまちがいなく、ボストン美術館所蔵環頭大刀の所属年代は、若干型式学的には新しくなる要素が認められるにしても、6 世紀代第 1 四半期前後という数字は動かないものと考える。

続いて出土した鏡であるが、武寧王陵からは王に伴つて 2 面、王妃に伴う 1 面の合計 3 面の鏡が出土している。ボストン美術館所蔵鏡と比較検討するものは、この 3 面のうち王の頭部付近に副葬されていた面径 23.2cm を測る獸帶鏡である（樋口 1972）。鏡背文様は鈕のまわりに 9 個の小乳を配し、この乳の間には「宜」「子」「孫」の銘が認められる。その外側に櫛齒文帯と平頂圈帯 2 条がめぐり、その外側に主文様である四葉座を伴う 7 乳によって区切られた間に細線で四神をはじめとする靈獸（四靈三端）を表現している。その外側に銘帯があり「…飲玉泉飢食…」の文字が認められる。そして 1 段高くなり外区となるが、ボストン美術館所蔵鏡とは異なり鋸齒文とやや崩れた獸文がめぐっている。鏡背文様はボストン美術館所蔵鏡とは若干異なるとはいえ面径などはほぼ等しく、何よりも鋳上がりの状況などから踏み返し手法によって鋳造されていることが一致する。

さらに、この鏡と同型鏡が、日本国内で 3 面知られている。このうち 2 面は滋賀県「三上山下古墳」出土と伝えられるが、原資料は行方不明である。近年、花田勝弘氏はこの「三上山下古墳」を滋賀県野洲市甲山古墳と推定している（花田 1999）。この推定の是非を判断することは控えておくが、甲山古墳であれば横穴式石室を内包し、熊本阿蘇山凝灰岩（ピンク石）の割り抜き式家形石棺が納められていたことなどを勘案すれば、この古墳の築造時期は 6 世紀の前半という実年代は肯定されよう。そしてもう 1 面は、群馬県高崎市に所在する綿貫觀音山古墳から出土している（群馬県教育委員会 1982）。この古墳は全長 100m を測る前方後円墳であり、未盗掘であったために多量の副葬品が出土した。古墳の詳細については報告書を参照されたいが、古墳の築造時期は 6 世紀後半でも末に近い時期が想定されている。

このように武寧王陵出土鏡についてみてきたが、ボストン美術館所蔵鏡が踏み返し技法による同型鏡群に属するものであることは確実であり、その実年代の定点は環頭大刀と同じく 523 年となる。さらに日本国内の出土例としては、綿貫觀音山古墳は 6 世紀末まで下がるものであり、この種の鏡の流通期間にある程度の時間を見ておく必要があることを示している。

以上、環頭大刀と獸帶鏡の共伴例として、韓国宋山里古墳群内武寧王陵の出土品との比較検討をおこなつてきた。その結果武寧王の崩御年（523 年）が、これらの遺物の実年代を考えていくときの定点であることはまちがいない。また、国内において環頭大刀と獸帶鏡が出土した例としては、大阪府茨木市所在の海北塚古墳が指摘できる（梅原 1937・中村 1993）。この古墳も遺物の出土した時期が明治年間であり、出土状況などの詳細については不明の点も多い。しかしながら横穴式石室を内包していることと、環頭大刀が型式学的にボストン美術館所蔵品よりもやや新しく位置づけられており、このことから本墳の築造年代としては 6 世紀後半であるとされる。

このように本節では、ボストン美術館が所蔵する 4 種 5 品の出土品について、国内外の出土事例を検討しながらこれらの遺物の実年代観を考察してきた。その結果、改めて先に検討した馬鐸と三環鈴を含めて、これらの遺物が所属する実年代を求めれば、6 世紀の第 1 四半期を中心とした時期であるとすることが最も妥当であろうという結論を導くことができる。もちろん何度も記すことになるが、ボストン美術館所蔵品が同一古墳からの一括出土品であることを前提にした場合であるということを明記しておかなければならない。

## まとめ

以上のように今回ボストン美術館へ出向き、仁徳天皇陵から出土したと今日広く流布されている遺物について得られた情報を報告してきた。本節ではまとめとして、もう一度これらの遺物が仁徳天皇陵からの出土

品、とりわけ明治5年に開口した前方部石室から持ち出されたものかどうかを検討しておきたい。そのためには石室が開口した際に描かれた絵図面を取り上げ、そこに描かれた副葬品と、今回ボストン美術館で閲覧した遺物が共伴するか否かという観点を確認しておくものである。

絵図に描かれた遺物のうち最も明瞭に描かれている遺物としては、甲冑があげられる。絵図には短甲と眉庇付冑が精緻に描かれ、両者とも「總体銅鍍金」という注記が認められる（堺市博物館 1996）。古墳時代の甲冑については、使用されている鉄板の形状やその綴じ方を指標とする型式分類と編年觀について膨大な先行研究がある。その成果によれば前方部石室内に副葬されていたとされる短甲は、近年の型式分類による呼称では「横矧板鈎留短甲」として位置づけられる。そしてこの鈎留短甲の編年を示した滝沢誠氏の研究では、鈎留め手法を用いた短甲において最新型式に位置づけている（滝沢 1996）。さらにこの種の帶金式甲冑は、陶邑須恵器型式編年のTK 47型式段階まで存続し、その次のMT 15型式段階からは激減することも近年の研究成果として報告されている（橋本 2010）。そしてこのTK 47型式に実年代を与えるとすれば、おおむね5世紀代に収めることが最も妥当であろう。

すなわちボストン美術館所蔵品が所属すると考えた6世紀の第1四半期と、絵図に描かれた甲冑とは若干の時間差が存在する可能性が高いと考える。もちろん帶金式甲冑と今回検討した馬具の共伴例がまったくないということではなく、奈良県新沢109号墳ではII B b型式の三環鈴と横矧板鈎留短甲が出土し、さらには挂甲が伴う（権原考古学研究所 1981）。しかし前節で検討したようにボストン美術館所蔵の馬鐸・三環鈴とも最新型式に属するものであって、TK 47型式段階の帶金式甲冑とは時期差を認めざるを得ないと考えるものである。

このように前方部石室に副葬されていた甲冑とボストン美術館所蔵遺物との間に時期差があり、通常では共伴しない可能性が高いことはすでに指摘されている（一瀬 2009）。すなわちボストン美術館に所蔵されている遺物が、明治5年に開口した前方部石室から税所篤によって持ち出され、彼のもとに秘蔵されていたものが、堺市の神官の手を経て売却されたという想定は成り立ちはたいというのが結論となる。さらに付言すれば、これらの遺物が仁徳天皇陵を含む「百舌鳥古墳群」からの出土品であるか否かについても不明である。しかしながら現在、大阪歴史博物館には「伝百舌」出土とされる馬鐸が所蔵されている（加藤 2000）<sup>(9)</sup>。この資料もあくまでも「伝」が付されているものだけに断言することはできないが、百舌鳥古墳群内から今回紹介したような馬具・鏡が出土する古墳が存在する、あるいは存在したことを否定するものではない。

改めて冒頭で紹介した平林氏の論文を思い起こすと、ボストン美術館に収蔵されている遺物が仁徳天皇陵からの出土品であると想定した人物は、これらの遺物を行商に来た百姓から購入した神官であって、この想定を裏付ける根拠は何もないことに行き当たる。ましてやこれらの遺物が明治5年に開口した前方部石室から持ち出されたものであることを証明する資料はまったくないといって過言ではない。

今回、ボストン美術館において閲覧することができた資料・遺物から、その出土地が明らかになったかといえば「否」である。同様に仁徳天皇陵からの出土品であることが完全に否定できたかといわれれば、これまた「否」である。前稿でも指摘したが明治44年に刊行された高橋健自氏の著書には、今回扱っている獸帶鏡と環頭大刀が仁徳天皇陵から出土したと記しており、さらに高橋氏もこの資料を実見したような記述がある（高橋 1911）。となれば昭和13年に平林氏が広く学界に紹介する以前に、すでにこれらの遺物の出土地が仁徳天皇陵であるという伝聞が、知る人ぞ知るというような状況ではあったと思われるが、一部の考古学者の意識に上っていたことも否定できないことも確かであろう。しかしながら高橋氏がなぜこのような記述をしたか、何を根拠に記述したかについては、その著作から窺うことはできない。

遺物がその出土地から分離した状況で伝世したとき、その出土地を確定する作業は極めて困難である。特にこの「伝仁徳天皇陵出土品」として扱われている遺物については、わが国最大の前方後円墳からの出土品という重要性、そしてその遺物の豪華さ、さらには明治5年の石室開口という事態、それに係わったとされる税所篤と彼の性格、さらには異能の美術行政官である岡倉天心がボストン美術館に持ち込んだという経緯など興味を引く事項が次々と湧いてくる。そのどれもが小説の話題となるようなものであるし、現実にこの

問題を取り上げた作品もいくつか刊行されている（五木 1985・八木 2002）。

小稿ではボストン美術館所蔵品について、現在できる限りの状況証拠を提示したと考える。今後ともこの状況証拠を積み上げ、客観的に判断することが必要である。それゆえ今の段階ではボストン美術館所蔵品と仁徳天皇陵を、たとえ「伝」の文字を付したとしても、結びつけて論じることは控えるべきであるというのが前稿に引き続いての結論である。これらの遺物の出土地が確定する日が来るのか、はたまた来ないのか、新しい資料の発見があるのか無いのか、その結論を現段階で示すことはできない。正確な事実を積み上げ、実証的な作業を積み重ねていくことを誓って擱筆する。

#### 註

- (1) ボストン美術館所蔵資料の閲覧にあたっては、下記の方からご協力いただいた。記して、感謝申し上げる。  
アン・ニシムラ・モース (Anne Nishimura Morse)、マーサ・ライト (Martha Wright)、アンジー・シモンズ (Angie Simonds)、エレン・タカタ (Ellen Takata) (以上、ボストン美術館)、吉川英樹 (独立行政法人日本原子力研究開発機構)
- (2) 税所篤の発掘については、下記論考を参照した。しかしながら、明治5年の仁徳天皇陵前方部石室の開口については、明確な資料は存在しない。この件については堺市博物館学芸員樋口吉文氏よりご教示いただいた。記して感謝申し上げる。  
玉利 熊 1992 「堺県令税所篤の発掘」『墓盗人と賈物づくり－日本考古学外史－』(『平凡社選書』142) 平凡社  
安村俊史 2010 「税所篤と松岳山古墳群」『柏原市立歴史資料館館報』第22号－2009年度－ 柏原市立歴史資料館
- (3) 税所篤は奈良県（令）知事を退任後、明治23年には宮中顧問官に任じられ、帝室宝器主管を拝命している。また、明治20年5月には子爵を受けられ、華族に列せられている。その後、明治43年6月に80歳で逝去している。  
税所篤の履歴については、下記図書を参照した。  
我部政男・広瀬順昭編 1995 『国立公文書館所蔵 勅奏任官履歴原書』上巻－転免病死ノ部－ 栢書房
- (4) 本品については、同館ホームページでは、現在次のような解説が掲載されている。  
「Ritual bell (zhong) century B.C. 9th」すなわち、現在では漢代以前の遺物であると判断している。
- (5) 「令古堂」については、下記論考において「合資会社植西令古堂」という会社があることを知った。この論文によれば、この会社は京都の「寺町御池上」において明治42年（1909）7月に設立されたと記されている。すなわちこの会社が設立された時点では、今回扱っている5点の資料は、すでにボストン美術館に収蔵されていることが確実である。この「植西令古堂」と神官が資料を売却したとされる「令古堂」がいかなる関係にあるかは明らかでない。想像であるが、「令古堂」から「合資会社植西令古堂」に発展した可能性もある。この点に関しては現状では結論を保留し、今後の資料の発見をまちたい。  
山本真紗子 2008 「美術商中山商会－海外進出以前の街道をめぐって」『Core Ethics』Vol. 4 立命館大学大  
学院先端総合学術研究科
- (6) 岐阜県野古墳群内城塚古墳出土鏡は五島美術館が所蔵しており、平成20年度に開催された「中国の古鏡」展において実見した。
- (7) 五条市今井1号墳の出土品閲覧にあたっては、同市教育委員会前坂尚志氏、奈良県立橿原考古学研究所ト部行弘氏にご高配賜った。記して感謝申し上げる次第である。
- (8) 豊田市二子塚古墳の出土品閲覧にあたっては、同市教育委員会清水尚氏・谷口安曇氏、袋井市教育委員会白澤崇氏にご高配賜った。記して感謝申し上げる次第である。
- (9) 本品については、平成22年に大阪歴史博物館常設展示において展示中のものを実見した。

#### 〈参考・引用文献〉

OKAKURA 1984 「74. TO ARTHUR FAIRBANKUS」『OKAKURA KAKUZO collected english writings』vol.3 Heibonsha

Limited Publishers

OKAKURA・Kershaw 1908 「Chinese and Japanese Mirrors.」『Museum of Fine Arts Bulletin』 Vol. VI No. 32  
Boston

石山 純 1980 「九州出土の環鈴について」『古代探叢—滝口宏先生古稀記念考古学論集一』 滝口宏先生古稀記念考古学論集編集委員会 早稲田大学出版部

一瀬和夫 1996 「大刀外装の変化」『金の大刀と銀の大刀 古墳・飛鳥の貴人と階層』平成8年度秋季特別展 (『大阪府立近つ飛鳥博物館図録』9) 大阪府立近つ飛鳥博物館

一瀬和夫 2009 『古墳時代のシンボル・仁徳陵古墳』(『シリーズ「遺跡を学ぶ」』055) 新泉社

五木寛之 1985 『風の王国』 新潮社

磐田市 1992 「二子塚古墳 (二ツ山古墳)」『磐田市史』資料編1 考古・古代・中世 磐田市史編さん委員会  
磐田市教育委員会 2003 『東部土地区画整理事業地内埋蔵文化財発掘調査報告書』

梅原末治 1931 「傳仁徳天皇陵出土のボストン博物館蔵鏡」図版79『歐米に於ける支那古鏡』刀江書院

梅原末治 1937 「摂津福井の海北塚古墳」『日本古文化研究所報告』第4 日本古文化研究所

梅原末治 1954 「仁徳天皇陵出土と傳える鏡と環頭刀柄」『大和文化研究』第2巻第5号

大谷宏治 2006 「馬具の分布から見た東海古墳時代社会」『東海の馬具と飾大刀』 東海古墳文化研究会

岡倉天心 1980 「(15) 岡倉氏による購入品」『岡倉天心全集』第2巻 平凡社

小野山節 1975 「馬具の製作と工人の動き」『古代史発掘』6 古墳と国家の成り立ち 講談社

樞原考古学研究所 1981 「109号墳」『新沢千塚古墳群』(『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告』第39冊)

樞原考古学研究所 1984 「五条市今井1号墳発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報』1983年度 第2分冊

加藤俊吾 2000 「大阪市立博物館所蔵の馬鐸二例—馬鐸研究についての予見ー」『大阪市立博物館研究紀要』第32冊  
大阪市立博物館

木下長宏 2005 『岡倉天心—物ニ観ズレハ竟ニ吾無シー』 ミネルヴァ書房

京都大学総合博物館 1997 「志段味大塚古墳」『王者の武装—5世紀の金工技術ー』京都大学総合博物館春季企画展展示図録 思文閣出版

京都帝国大学 1923 『近江国高島郡水尾村の古墳』(『京都帝国大学文学部考古学研究報告』8)

黒田恭正 1988 「馬具の出土状態について」『日野昭博士還暦記念 歴史と伝承』 日野昭博士還暦記念会 同朋社

群馬県教育委員会 1982 『史跡 観音山古墳—保存修理事業報告書—1981』

小林行雄 1976 「神功・応神紀の時代」『古墳文化論考』 平凡社

堺市博物館 1996 「仁徳天皇大仙陵石櫛之中ヨリ出シ甲冑之図」『大王墓の時代一百舌鳥古墳群・よみがえる五世紀ー』  
展示会図録

島根県古代文化センター 2009 『めんぐろ古墳の研究』(『島根県古代文化センター調査研究報告書』42) 島根県埋蔵文化財調査センター

杉本 宏 1991 「南墳まとめ 三環鈴」『宇治二子山古墳』 宇治市教育委員会

関 義則 1998 「環鈴についての覚書」『埼玉県立博物館紀要』23

大韓民国文化財管理局編 1974 『武寧王陵』

高崎光司 1994 「環鈴研究の一視座」『日本と世界の考古学—現代考古学の展開ー』 岩崎卓也先生退官記念論文集編集委員会 雄山閣

高橋健自 1911 『鏡と劍と玉』(初版) 富山房

滝沢 誠 1996 「大仙古墳前方部石室出土の甲冑について」『考古学雑誌 西野元先生退官記念論文集』 同記念会

瀧瀬芳之 1990 「馬鐸について」『深谷市東川端遺跡 県道弁財深谷線関係埋蔵文化財発掘調査報告』(『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書』第94集) 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

徳田誠志 2008 「米国ボストン美術館所蔵伝仁徳天皇陵出土品について」菅谷文則編『王權と武器と信仰』 同成社

徳田誠志 2011 「考古資料における複製品製作の歴史とその意義」『勝部明生先生喜寿記念論文集』 同刊行会 明新社

- 中井正弘 1992 「ボストン美術館の所蔵品は本当に『仁徳陵』出土品か」『仁徳陵 この巨大な謎』 創元社
- 中村倉司 1997 「馬鐸と馬鐸装馬形埴輪」『研究紀要』第13号 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 中村 浩 1993 「摨津海北塚古墳出土須恵器の再検討」『考古学雑誌』第78巻第3号 日本考古学会
- 新納 泉 1982 「単竜・単鳳環頭大刀の編年」『史林』第65巻第4号 史学研究会
- 橋本達也 2010 「古墳時代中期甲冑の終焉とその評価－中期と後期を分かつもの－」『待兼山考古学論集Ⅱ』 大阪大学  
考古学研究室 20周年記念論集 大阪大学考古学研究室
- 花田勝広 1999 「三上山下古墳出土の獸帶鏡－出土地の検討－」『滋賀考古』21号 滋賀考古研究会
- 樋口隆康 1972 「武寧王陵出土鏡と七子鏡」『史林』第55巻第4号 史学研究会
- 平林悦治 1938 「百舌鳥耳原洪寶錄」『考古学』第9巻第11号 東京考古学会
- 堀田謹吾 2001 「伝『仁徳天皇陵古墳』の秘宝」『名品流転ボストン美術館の「日本」』 日本放送出版協会
- 松葉好太郎 1925 『陵墓誌 古市部見廻区域内』
- 森 浩一 1965 『古墳の発掘』(『中公新書』65) 中公書店
- 森 浩一 1974 『古墳文化小考』(『三省堂新書』131) 三省堂
- 森 浩一 1978 「古墳と古代国家の誕生」『大阪府史』第1巻 古代編1 大阪府史編集専門委員会
- 森 浩一 1981 『巨大古墳の世紀』(『岩波新書』黄版 164) 岩波書店
- 森下章司 2004 「古鏡の拓本資料」『古文化談叢』第51集 九州古文化研究会
- 八木莊司 2002 『天皇陵伝説』 角川書店